**平成３０年２月１６日**

**会員各位**

**（公社）沖縄県宅地建物取引業協会**

**役員選考委員会委員会**

**次期役員候補者の推薦及び立候補について（告知）**

前略

　　来る５月に開催される定時総会終了を以って現役員全員の任期が満了致します。

　　つきましては、次期役員選出に当って事前に会員の皆様から立候補戴き役員選考委員会で資格審査を実施したのち、理事会の承認を得た上で「第４回定時総会」に上程されますので、下記「役員選任規程」に基づき告知致します。

　　なお、立候補される場合は当協会ホームページから様式①理事・監事立候補届出書、②誓約書、③経歴書をダウンロードのうえ、必要事項を記載し提出期限（平成３０年３月２０日）までに当協会事務局まで郵送またはご持参下さいますようお願い致します。

草々

**記**

**役員選任規程　第３章 役員の定数と資格及び立候補届（抜粋）**

**（役員の定数）**

**第８条**　理事の定数割りは、地区制と全県制に分けて、次のとおりとする。地区制は原則として２８名以内とし、８地区（流通推進員組織機構図による。但し、１・２地区は一つの地区とする）に区割りし、役員改選年の３月31日現在の正会員数を基準とし、比例按分とする（端数は四捨五入）。

但し、北部より１名、宮古・八重山地区より１名を選出する。

２　全県制は原則として７名以内とする。

　　３　監事候補者は正会員から２名、正会員以外から１名とし、会長が提案のうえ常務理事会に諮り委員会へ届け出るものとする。

**（理事及び監事候補者の資格）**

**第９条**　理事候補者の資格は次の各号に該当する者とする。

(1)　正会員で業歴（法人にあってはその法人の業歴）６年以上の者

　　 但し、法人会員で商業登記簿謄本に代表取締役が複数設置されている場合は、この法人会員を代表して1名に限定し立候補することができる

(2)　宅地建物取引士である者、又は同等以上の国家資格を有する者

(3)　連続して候補者となる理事は、前任期中理事会及び関係会議等に３分の２以上出席した者

(4)　宅地建物取引業法及び関係諸法令によって５年以内に宅地建物取引業の免許停止以上の処分をされた事実のない者

(5)　定款及びこの内規並びにその他の諸規程に反し、５年以内に綱紀規程第３条(2)から(7)までの処分をされた事実のない者

(6)　理事候補者の年齢は、当該年度３月３１日現在満７０歳未満とする

**２　監事候補者の資格は次のとおりとする。**

(1)　正会員から推薦される監事は、前項に準ずる者

(2)　正会員以外から推薦される監事は、弁護士、税理士等の団体に所属する者又は同等以上の学識経験を有する者

(3)　監事候補者の年齢は、当該年度３月３１日現在満７０歳未満とする

**３　理事並びに監事候補者の選考基準は次のとおりとする。**

　　　(1)　関連する各団体の代表者からの意見を尊重することとする

　　　(2)　現役員の委員会活動並びに発言及び態度・遅刻等に関し、所属委員長の意見を尊重することとする

　　　(3)　現役候補者並びに新規候補者の地域活動及び当協会事業に対する貢献度に関し、各地区宅地建物取引業者会代表者の意見

　　　　を尊重することとする

　(4)　三親等以内の複数の者が立候補した場合、諸般の事情を考慮し選考することとする

　　　(5)　当協会及び各地区宅地建物取引業者会が主催する事業への参加又は当該事業の運営もしくは運営事務に関して積極的な

　　　　協力を行って

　　　　いること

　　　(6)　当協会の運営に積極的で且つ実務処理能力を備え、諸活動に協力的であること

**（立候補の届出）**

**第10条**　立候補者は、地区制、全県制とも各地区２名の推薦を受け、別紙様式により候補者資格審査及び選考委員会に役員改選年度の３月１日から３月２０日までに届出るものとする。但し、推薦人は１人につき１名とし、立候補者は他の立侯補者を推薦することはできない。

２　現理事・現監事が立候補する場合は、推薦人を必要としない。

**※：送付及び問い合わせ先：那覇市泉崎１－１２－７（公社）沖縄県宅地建物取引業協会事務局　☎098-861-3402**